

市民福祉委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第100号 魚沼市入湯税条例等の一部改正について
- (2) 議案第101号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

2 調査事件

(3) その他

3 日 時 令和2年12月22日 本会議休憩中

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、森島守人、森山英敏
(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原市民福祉部長、小島市民福祉部副部長、高橋市民課長、
佐藤税務課長、戸田介護福祉課長

7 書記 佐藤議会事務局長、高橋主任

8 経 過

開 会 (14:55)

高野委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

(1) 議案第100号 魚沼市入湯税条例等の一部改正について

高野委員長 日程第1、議案第100号 魚沼市入湯税条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 ありません。

高野委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

佐藤委員 国の制度が変わり、税率が引き下げられるということなんですが、入湯税、後期高齢者医療、それから介護保険、それぞれ3つの条例があるわけなんですが、今現在魚沼市内でこの対象になるような方がどれくらいおられるのかお伺いしたいと思います。

桑原市民福祉部長 それぞれの対象者ということですが、入湯税につきましてはご承知のよ

うに預かり税ということであります。したがって納税義務者にこの部分に対して延滞金がかかるということは直接的に該当になる部分はありません。介護保険についてですが、延滞金がかかる対象者が94人、後期高齢者医療につきましては5人ということであります。

佐藤委員　今ほど、入湯税は預かり税だから別だということでしたが、預かっておいてお支払いいただいていない部分というのがあるのですが、これについてはまったく延滞金がかからないということでしょうか。

佐藤税務課長　入湯税につきましては、今ほど部長から話があったとおりですが、実際申告納税という形を取っておりますので、申告自体が払わなくてはならない時期までに遅れてしまえば、額によっては延滞金の計算が入るケースがあろうかと思えます。

佐藤委員　今回の改正は1月1日からの適用ということですが、これまでの方々は、1月1日を経過するまでは従前の税額がそのまま適用になるということでしょうか。

桑原市民福祉部長　施行日が令和3年1月1日からとなりますので、適用についてもそれ以降ということ認識しております。

高野委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第100号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第100号 魚沼市入湯税条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第101号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について

高野委員長　日程第2、議案第101号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　ありません。

高野委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第101号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) その他

高野委員長　日程第3、その他を議題といたします。執行部から報告事項等はありませんか。

内田市長　特にありません。

高野委員長　委員の皆さんから、ご意見・協議等はありませんか。(なし) 本日の会議録の調製については、委員長に一任願います。本日の市民福祉委員会は、これで閉会とします。

閉　　会 (15 : 02)